

## 石綿関連疾患のご遺族の皆さまへ ～石綿健康被害救済法が改正されました～

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の一部改正により、

特別遺族給付金の請求期限が、平成 34 年 3 月 27 日まで延長されました。

特別遺族給付金の支給対象が、平成 28 年 3 月 26 日までに亡くなった労働者の方(※)へと拡大されました。

※労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5 年)によって消滅した場合に限られます。

詳細はこちら

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/rousai/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/index.html)

http://www.mhlw.go.jp - 労災補償 | 厚生労働省 - Microsoft Internet Explorer

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大

検索

ご意見募集やパブリックコメントはこちら 国民参加の場

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労災補償

## 雇用・労働 労災補償

労災補償に関する主な制度 施策紹介

### 石綿関連疾患のご遺族の皆さまへ～石綿健康被害救済法が改正されました～

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の一部改正により、

- 特別遺族給付金の請求期限が、平成34年3月27日まで延長されました。
- 特別遺族給付金の支給対象が、平成28年3月26日まで亡くなった労働者の方(※)へと拡大されました。

※労災保険の遺族補償給付を受ける権利が(時効5年)によって消滅した場合に限られます。

詳細はこちら アスベスト石綿情報は、こちら

### 労災補償に関する主な制度

#### 労災保険制度とは

- 労災保険制度は、労働者の業務上の事由または通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進等の事業を行う制度です。その費用は、原則として事業主の負担する保険料によってまかなわれています。
- 労災保険は、原則として一人でも労働者を使用する事業は、業種の規模の如何を問わず、すべてに適用されます。なお、労災保険における労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」をいい、労働者であればアルバイトやパートタイマー等の雇用形態は関係ありません。
- 労災保険給付の算定の基礎となる給付基礎日額については、労災保険法第8条の3等の規定に基づき、毎月勤労統計の平均給与額の変動等に応じて、毎年自動的に変更されております。

※平成23年8月1日からの変更はこちら

#### 労災保険給付の種類

各種パンフレット・FAQはこちら

### 政策について

- 分野別の政策一覧
  - 健康・医療
  - 子ども・子育て
  - 福祉・介護
  - 雇用・労働
    - 雇用
    - 職業能力開発
    - 労働基準
    - 雇用均等
    - パート・派遣・有期労働
    - 労使関係
    - 労働政策全般
  - 年金
  - 他分野の取り組み
- 組織別の政策一覧
- 各種助成金・奨励金等の制度
- 審議会・研究会等
- 国会会議録
- 予算および決算・税制の概要
- 政策評価・独法評価

スタート | http://www.mhlw.go... | 'Sd\42000001\personal4... | 24年度 | 石綿認定基準改正HP掲... | 石綿救済法周知(4)... | doc... | 18:40